

抗議声明

蒲郡駅事件（民事裁判） 上告棄却弾劾！！

12月14日、最高裁判所第三小法廷（那須弘平裁判長）は、蒲郡駅事件で加藤誠二さんが解雇無効を訴えた裁判で、上告棄却を決定した。我々は満腔の怒りを込めて反動決定を弾劾する。

「違憲をいうが、その実質は事実誤認を主張するものであって、明らかに上記各項（民訴法）に規程する事由に該当しない」という棄却理由は、まったく納得できない。

地裁、高裁の判決が推認や憶測だけで導きだされ、無実の人間が犯罪者に仕立て上げられ、会社を不当に解雇されたという人権侵害の事実をなぜ認めないのか。憲法に謳われている基本的人権は、誰しもが持ち得るべきものではないのか。加藤誠二さんの、家族の、そして全ての仲間の、心底からの訴えは届かなかったのか。日本の司法の最高峰である最高裁判所に、事実を直視する眼と良心はないのか。

蒲郡駅事件はでっちあげであり、労働者の死を意味する不当な解雇がされたのである。これを認めることは正義に反することであり、単に7月7日の刑事裁判上告棄却を追認するに他ならないことではないか。ファイルなどから加藤誠二さんの指紋が出ないことが何を意味するのか。会社の資料を保管していたという書庫に鍵がかかっていたのかいなかったのか。重要な事柄を無視し、レッテル張りで強引に導き出した判決は、断固として認められないものである。

私たちは、最高裁の「上告棄却」の不当決定を弾劾するとともに、加藤誠二さんと共に労働者としての名誉と誇りを取り戻すべく、さらに全てのえん罪を許すことなく闘っていく。そして、最高裁の不当決定に怯むことなく、これからもあらゆる弾圧と組織破壊攻撃をはね返し、奮闘していくことを宣言する。

2010年12月15日

JR東海労働組合静岡地方本部